

■法務リスク情報■

2015.12.09

個人情報保護法の改正概要と企業の対応

1. はじめに

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）の改正法が、9月3日に成立し9日に公布されました。2005年の完全施行から10年を経て初めて行われる改正であり、その間の情報通信技術の進展とプライバシー意識の高まりに対応するものといえます。法改正により、商品の購入履歴などのビッグデータを匿名の情報に加工して経済活動に生かすことができるようになり、ビジネスチャンスが増えるとの期待も高まっています。一方、これまで本法による規制の対象外であった個人情報取扱量5,000人以下の事業者等も規制対象となり、また昨年2014年に発覚した大量の顧客データ漏洩事件等を受けて、トレーサビリティの確保が求められるなど個人情報の保護が強化されます。

そこで、本レポートは、個人情報保護法の改正概要及び、施行日（公布日から2年以内に施行）までに行っておきたい企業の対応について説明します。

2. 法改正の背景

近年、情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの利活用が注目されています。政府・産業界は、ビッグデータの利活用が、経済の発展の起爆剤になるとして、それを推進しようとしています。しかし、2013年には、鉄道事業者によるICカード履歴情報の利活用に対して利用者が反発するなど、ビッグデータの利活用のあり方が問題になりました。

このような社会情勢を受けて、内閣府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）は、2013年12月に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（以下「方針」）を発出しました。今回の個人情報保護法改正の大きな方向性は、この方針の中に次のように説明されています。

「今年で個人情報保護法の制定から10年を迎えたが、情報通信技術の進展は、多種多様かつ膨大なデータ、いわゆるビッグデータを収集・分析することを可能とし、これにより新事業・サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献する等、我が国発のイノベーション創出に寄与するものと期待されている。特に利用価値が高いとされているパーソナルデータについては、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきており、個人情報及びプライバシーに関する社会的な状況は大きく変化している。その中で、個人情報及びプライバシーという概念が広く認識され、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法上の義務を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられるところである。また、パーソナルデータの利活用ルールの曖昧さから、事業者がその利活用に躊躇するケースも多いとの意見もある。＜中略＞ 個人情報及びプライバシーの保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により民間の力を最大限引き出し、新ビジネスや新サービスの創出、既存産業の活性化を促進するとともに公益利用にも資する環境を整備する。」

ここでいう、「パーソナルデータ」とは、現行の個人情報保護法における個人情報より広く、「個人の行動・状態等に関する情報」と定義されます。たとえば、個人のPCやスマートフォン等の識別情報（端末ID等）などや、継続的に収集される購買・貸出履歴、視聴履歴、位置情報等がパーソナルデータに含まれるとされます（2013年6月総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」）。

このような背景を踏まえ、個人情報及びプライバシーを保護しつつ、ビッグデータ、とりわけパーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さの解消等を目指して、個人情報保護法の見直しが行われることとなりました。

図表 1 内閣府「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」概要

<p><背景></p> <ul style="list-style-type: none">ビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関するデータ）について、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきている。また、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。 <p><方向性></p> <p>1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し</p> <ul style="list-style-type: none">保護されるパーソナルデータの範囲の明確化パーソナルデータ利活用のため、個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータに関し、第三者提供にあたり本人同意を要しない類型とし、当該類型を取り扱う事業者が負うべき義務等を法的に措置センシティブデータについてはその特性に応じた取扱いを検討 <p>2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し</p> <ul style="list-style-type: none">パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、分野横断的統一見解の提示や行政処分等を行う、独立した第三者機関の体制を整備

（出所）内閣府資料

この「方針」を受けて、IT総合戦略本部に、「パーソナルデータに関する検討会」が発足し、その検討会での検討を踏まえて、2014年6月に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（以下「大綱」という）が発表されました。今回の法改正は、この「大綱」の考え方がベースとなっています。この「大綱」では、氏名、住所、生年月日などを匿名化する措置により「個人が特定される可能性を低減したデータ」については、現行の個人情報保護法が本人の同意が必要としている第三者提供や目的外利用について、本人の同意がなくても可能という方針が示されました。これが今回の改正の重要ポイントであるといえます。

3. 改正法の概要

内閣府の資料によると、今回の個人情報保護法の改正は、次の6つの項目で説明されています。

- ① 定義の明確化
- ② 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保
- ③ 個人情報の流通の適正さを確保
- ④ 個人情報保護委員会の新設及びその権限
- ⑤ 個人情報の取扱いのグローバル化
- ⑥ 本人の開示・訂正等の求めは裁判所に訴えを提起できる請求権であることの明確化

これらの項目をまとめると、図表 2 に示すとおり①個人情報の定義の明確化、②個人情報の利活用のための措置、③個人情報の保護強化 の 3 つに整理できます。以下、主な項目について説明していきます。

図表 2 個人情報保護法改正のポイント

1. 個人情報の定義の明確化	
1-1 個人情報の定義の明確化 第 2 条第 1 項・第 2 項	・特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、「個人識別符号」として個人情報として明確化する。
1-2 要配慮個人情報 第 2 条第 3 項	・本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように、人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト）を禁止する。
1-3 個人情報データベース等の除外 第 2 条第 4 項	・個人情報データベース等から、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが無いものについては除外する。
2. 個人情報の利活用のための措置	
2-1 匿名加工情報 第 2 条第 9 項・第 10 項 第 36 条～第 39 条	・特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを「匿名加工情報」と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについて規律を設ける。
2-2 利用目的の制限の緩和 第 15 条第 2 項	・個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。
2-3 個人情報保護指針 第 53 条	・認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出を行い、個人情報保護委員会は、その内容を公表する。
3. 個人情報の保護強化	
3-1 小規模取扱事業者への対応 第 2 条第 5 項	・取り扱う個人情報が 5,000 人分以下の事業者へも本法を適用。
3-2 オプトアウト規定の厳格化 第 23 条第 2 項～第 4 項	・オプトアウト規定（本人同意を得ない第三者提供の特例）による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出を行い、個人情報保護委員会は、その内容を公表する。
3-3 トレーサビリティの確保 第 25 条、第 26 条	・受領者は提供者の氏名やデータの取得経緯等を確認・記録し、一定期間その内容を保存。提供者も受領者の氏名等を記録し、一定期間保存しなければならない。
3-4 データベース提供罪 第 83 条	・個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的でその個人情報データベース等を第三者に提供し、又は盗用する行為を処罰。
3-5 個人情報保護委員会 第 50 条～第 65 条 (2016.1.1 時点)	・内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。
3-6 外国事業者への第三者提供 第 24 条	・個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国事業者への第三者提供が可能。
3-7 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供 第 75 条、第 78 条	・物品やサービスの提供に伴い、日本の居住者等の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても本法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。
3-8 開示、訂正等、利用停止等 第 28 条～第 34 条	・本人による開示、訂正等、利用停止等の求めは、裁判所に訴えを提起できる請求権であることを明確化。

(出所) 経済産業省資料等を参考に作成

(1) 個人情報の定義の明確化

① 個人識別符号（第2条第1項・第2項）

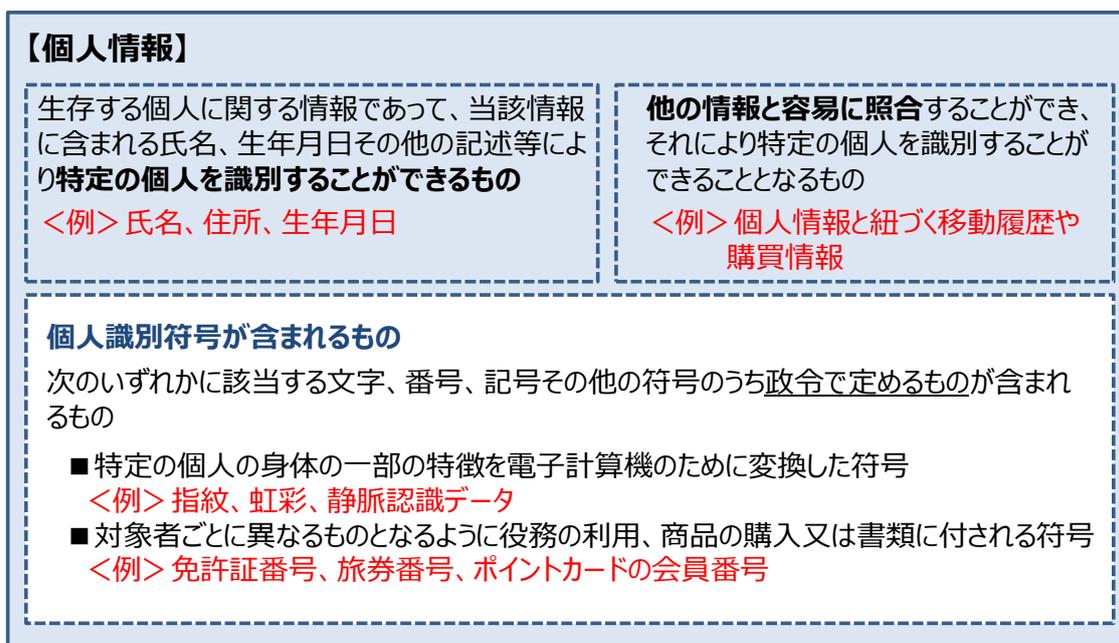
現行法では、「個人情報」の定義に曖昧な点が残っており、ビジネス上の問題となるケースが少なくありませんでした。改正法では事業者がパーソナルデータの利活用に躊躇しないよう「個人情報」の範囲を明確化しました。現行法の第2条第1項にカッコ書きで「(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とあり、他の情報と照合することで個人が特定できる場合は個人情報とされており、この点は改正の前後で変わりはありません。

今回の改正で、新たに「個人識別符号」が定義され、これに該当する情報が個人情報であることが明確化されます（第2条第1項第1号）。改正法によると、次の2つに分類されています（第2条2項）。

- 1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
- 2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

改正法では「政令で定めるものをいう」とされており、具体的な確定は政令の発出を待たなければなりません。1) は生体認証などに使われる指紋、虹彩、静脈認識データなど個人の身体的特徴をデジタル化した情報など、2) は免許証番号、旅券番号やポイントカードの会員番号などが該当すると思われます。

図表3 「個人情報」の定義



(出所) 内閣官房資料により当社作成

② 要配慮個人情報（第2条第3項）

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして「要配慮個人情報」が規定されました。

要配慮個人情報は、本人同意を得ない取得を原則として禁止するとともに、利用目的の制限の緩和及び本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト規定）の対象から除外されます。

(2) 個人情報の利活用のための措置

① 匿名加工情報（第2条第9項他）

2013年に起こった、鉄道事業者による加工済みのICカード履歴情報をマーケティングに活用するためシステム会社に提供した問題では、事前に利用者に対しICカードデータの社外提供に関する説明が行われなかったことに加え、個人情報の定義が曖昧であったため、個人が特定できないように加工された情報であるにもかかわらず苦情や問い合わせが多発しました。

そこで、ビッグデータの分析など、個人に関わる情報を活用し、産業振興に役立てながら同時に個人情報を保護するという目的のために「匿名加工情報」が新設されました。第23条では「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」と第三者提供の制限が規定されていますが、匿名加工情報は、本人同意が無くても利活用することが可能となります。

「匿名加工情報」とは「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの」と定義されています。具体的には、次の2つとされています（第2条第9項）。

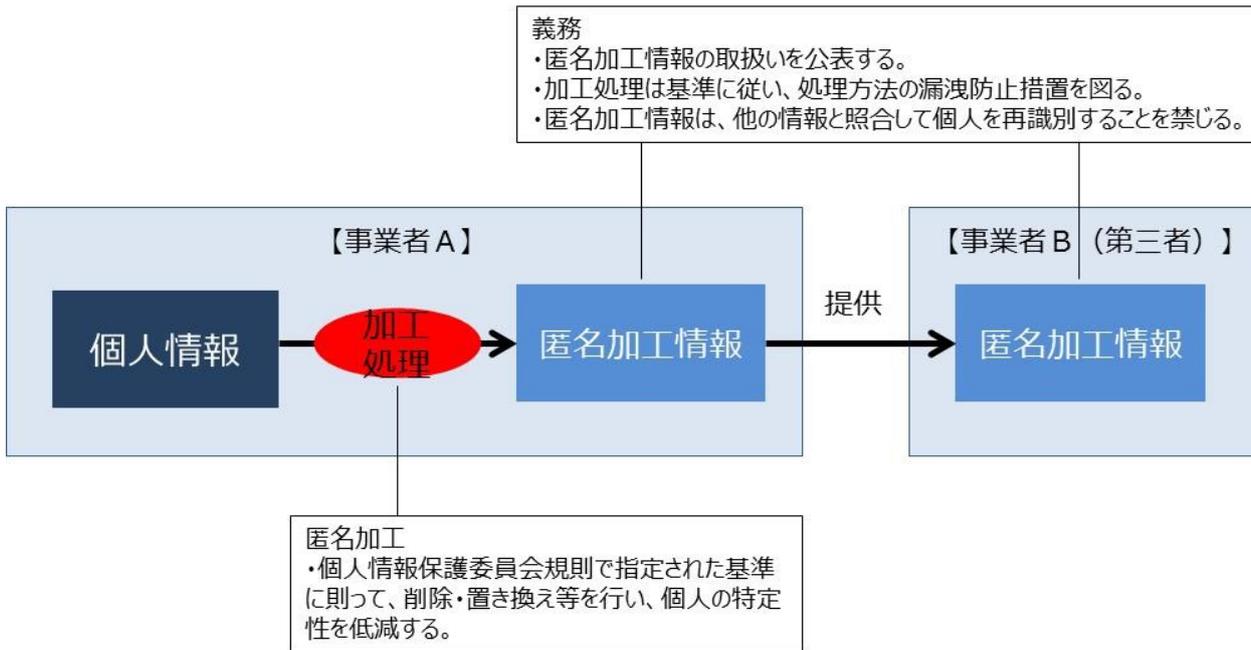
- 1) 当該個人情報に含まれる記述などの一部を削除すること（当該一部の記述などを復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）
- 2) 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）

匿名加工情報を取り扱う場合は「匿名加工情報取扱事業者」とされ、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければなりません。したがって単に適当な方法で個人情報を置き換えれば良いというわけではないことに留意する必要があります。

更に、個人情報保護委員会規則で定める基準によって、次のような義務が課されています（第36条）。

- ・安全管理のための措置（漏洩防止等の、いわゆる情報セキュリティ対策）を行うこと
- ・当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表を行うこと
- ・第三者に提供するときは、あらかじめ第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表し、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示すること
- ・当該匿名加工情報を他の情報と照合したり、加工方法に関する情報を入手する等の方法によって再識別を行ってはならないこと

図表4 匿名加工情報



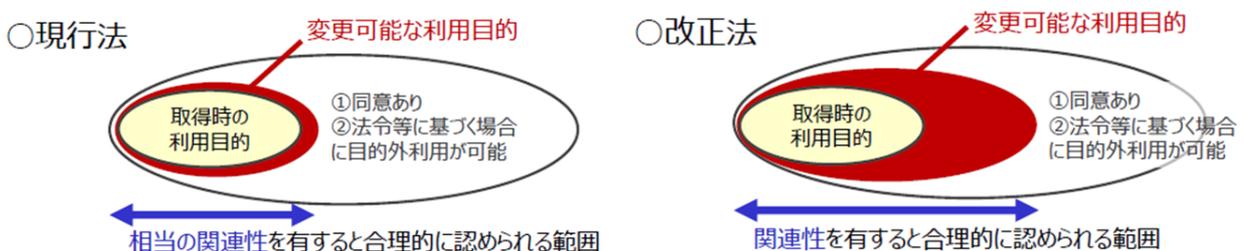
(出所) 当社作成

② 利用目的の制限の緩和 (第15条第2項)

個人情報とは、あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の範囲を超えて取り扱ってはならないとされています(第16条)。すなわち、利用目的の範囲を超えた利用には、事前の本人の同意が必要です。しかしながら、情報通信技術の進展により、多種多様なデータの蓄積、分析が可能となり、取得時の利用目的と関連性を有する一定の範囲の目的変更を認めることで、新たな価値創造が可能になると期待されます。

今回の改正では、利用目的の制限の緩和として、第15条第2項(利用目的の特定)を「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」とし、現行法において「相当の関連性」とされていた部分を単に「関連性」と改めました。これにより、本人の同意を得ることなく変更することのできる範囲が拡大されることとなります。

図表5 利用目的の制限の緩和



(出所) 経済産業省

(3) 個人情報の保護強化

個人情報の保護強化については、2014年9月に消費者委員会から「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」が公表されています。これは、自己の個人情報については、自らがコントロールできることが原則であるべきであり、不正に取得された個人情報が個人データとして転々流通することを防止し、消費者の権利利益が侵害されないような法改正がなされるよう求めたものです。この「意見」の内容は、法改正にも反映されています。

① オプトアウト規定の厳格化（第23条）

個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要ですが、現行法でも第三者提供する項目や求めに応じて第三者提供を停止することなどを本人に通知または容易に知り得る状態に置くことで本人の同意を得ずに第三者提供が可能です（オプトアウト規定）。

しかしながら、名簿業者により本人が知らないままに個人情報が転売されるなど、いわゆる名簿屋問題により、個人情報の取扱いについて一般国民の懸念が増大したこともあり、今回の改正では、悪質な名簿業者等への対策の観点から、オプトアウトする場合は、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出することが要件となりました。また、届出の内容については公表されます。

② トレーサビリティの確保（第25条・第26条）

これも、名簿業者等への対策の観点から新設された規定です。個人データを第三者提供するとき、または提供を受けるときに、必要に応じてその流通経路をたどることができるようにし（トレーサビリティの確保）、不正な個人データの流通を抑止することとしました。

具体的には、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成し、同規則で定める期間保存しなければなりません（第25条）。また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、提供元の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、当該個人データの取得の経緯を確認し、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項などを記録して、同規則で定める期間保存しなければなりません（第26条）。これらは不正に持ち出された個人情報が、名簿屋などを經由して本人の意図しない流通が起きることを防止するためのものです。

③ 個人情報データベース提供罪の新設（第83条）

個人情報取扱事業者、もしくはその従業者（過去従業者であった者を含む）が、その業務に関して取り扱った個人情報データベースなど（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するというものです。

現行の個人情報保護法では、内部関係者が個人データを持ち出すことによる情報漏洩を直接的に処罰することができず、営業秘密の漏洩による不正競争防止法違反で立件されていました。こうした背景から直接的な罰則が新設されました。

④ 個人情報保護委員会の新設（第 50 条～第 65 条）

2014 年から番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に基づく特定個人情報保護委員会が設置されていますが、これが改組されて個人情報保護委員会になります（2016 年 1 月 1 日設置）。改正によって新設された各種の制度などについては、個人情報保護委員会が規則として詳細を定めることになっている部分が少なくありません。

また立ち入り調査権を含む、強い権限が付与される予定であり、現在は各産業分野ごとに主務大臣が行っている監督業務を一元的に集約して担うこととなります。

4. 企業の対応

(1) 全般的な対応

以上、改正法のポイントについて説明してきました。個人情報保護法の改正は多くの変更点を含んでおり、実際に個人情報を取り扱う業務の現場にもさまざまな影響を及ぼすと考えられます。例えば、名簿屋対策として実施されるトレーサビリティの確保などは、提供・受領する個人データの管理の負担が増えることとなります。外部と個人データのやりとりをすることがある事業者は、業務フローの見直しが必要でしょう。

また、改正法の運用の詳細は、政令や 2016 年 1 月に発足する「個人情報保護委員会」が定める規則（ガイドライン）による部分が多く、現時点では、不明確な部分が少なくありません。例えば、今回の改正の注目点である匿名加工情報についても、匿名加工情報を作成するときは、個人情報を復元することができないように、個人情報保護委員会規則で定める基準に従って、個人情報を加工することが義務付けられますが、あらゆる個人情報を匿名化する汎用的手法は存在せず、匿名加工情報の取扱いに関する監督には限界があるとの指摘もあります。この基準が非常に厳しいものであったり、また逆に曖昧であれば、匿名加工情報は活用されなくなります。今後も動向を注視していく必要があります。

施行は、改正法の公布日から 2 年以内とされており、遅くとも 2017 年 9 月までには施行されますので、それまでに自社の影響範囲と対応の方法を十分に検討しておく必要があります。

(2) これまで適用除外であった事業者の対応

インターネットの急速な普及により、取り扱う個人情報に係る個人の数が少なくても、個人の権利利益を侵害する危険性が高まっていることに対応して、5,000 件要件が撤廃されました（第 2 条第 5 項）。すなわち、個人情報保護法上の義務が課される個人情報取扱事業者の範囲を定める基となる、その事業の用に供する個人情報データベース等についての定義から「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるもの」が削除されました。これにより、その取り扱う個人情報の量が 5,000 人以下で、これまで個人情報取扱事業者としての義務を免れていた事業者も個人情報取扱事業者に含まれることとなり、個人情報の取扱いに関する義務を履行する体制を整える必要があります。具体的には、次のようなことに対応する必要があります。

- ・ 個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定しなければならない。
- ・ 個人情報を取得する場合には、利用目的を通知・公表しなければならない。
- ・ 個人データを安全に管理する措置を整備・運用する。従業員や委託先も監督しなければならない。
- ・ あらかじめ本人の同意を得ずに、第三者に個人データを提供してはならない。

- ・事業者の保有する個人データに関し、本人からの請求に応じて開示しなければならない。
- ・本人から個人データの訂正や削除を求められた場合、これに対応しなければならない。

現在、適用除外の事業者であっても、これらの項目について、全く何もしていないということは無いと思います。安全管理措置にしても、大企業と同等の措置が求められるわけではなく、自社の規模や事業環境に合わせて最適な対応を行えば十分であり、不必要に過剰な対応をする必要はありません。まずは、自社の実施状況が、個人情報取扱事業者として十分な対応状況かを確認することをお勧めします。

5. さいごに

個人情報保護法の改正法案は、預金口座にもマイナンバーを付ける番号法の改正法案と一括で審議されました。2016年1月から施行されるマイナンバー制度と比較して、注目度は高くありません。内閣府が11月に発表した「個人情報保護法の改正に関する世論調査」によると、個人情報保護法の改正を「内容は知らなかったが、改正することは聞いたことがある」「知らなかった」が計74.0%にのぼり、認知度の低さが明らかになっています。今回の法改正は、個人情報を匿名加工した情報を企業などに提供できるようにし、商品の購入履歴などのパーソナルデータを経済活動に生かせるようになるなど重要な項目を含んでいます。しかしながら、改正内容の認知度が高まらないまま利活用を推し進めると、顧客とのトラブルの原因になることも懸念されます。

パーソナルデータの利活用は、政府の成長戦略としても位置付けられています。一定のルールが決まることで、ビッグデータ分析など、情報の活用が促進され、産業振興や国際競争力の向上に寄与することが期待されます。昨今は、ビッグデータ時代と言われています。企業の競争力は、様々なチャネルから収集した情報を、いかに素早く、的確なビジネスに活かすかにかかっているといえます。

また、内部不正やサイバー攻撃による情報漏洩の増加、マイナンバー制度のスタート、今回の個人情報保護法の改正などを背景に、企業が情報セキュリティ強化に取り組む機運が高まっています。情報セキュリティは、企業価値向上のための重要な要素であるといえます。しかしながら、パーソナルデータ等の利活用が活発になるということは、それだけ管理上のリスクも増えることになります。これらのリスクを担保する個人情報漏洩保険は、従前は法律上の賠償責任を負う場合の賠償金や漏洩した方への見舞金が保険金支払いの対象でしたが、昨今では、サイバー攻撃に備え、ネットワークのセキュリティの運用管理を委託している会社や外部の専門機関等から情報流出の可能性を指摘された段階で、サイバー攻撃の痕跡を探し出す調査にかかる費用も補償する商品が登場しています。これを機に、個人情報漏洩保険の付保の検討も含めて、自社の情報セキュリティ体制を見直してはいかがでしょうか。

【参考文献】

- ・東日本旅客鉄道株式会社（2013）「Suicaに関するデータの社外への提供について」
<https://www.jreast.co.jp/press/2013/20130716.pdf>
- ・Suicaに関するデータの社外への提供についての有識者会議（2014）「Suicaに関するデータの社外への提供について 中間とりまとめ」
<http://www.jreast.co.jp/chukantorimatome/20140320.pdf>

- ・総務省（2013）「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000231357.pdf
- ・内閣府 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（2013）「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/dec131220-1.pdf>
- ・内閣府 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（2014）「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/info/h260625_siryou2.pdf
- ・内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室（2014）「IT利活用社会構築のための制度改革について」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/wg/innovation/dai5/siryou1.pdf>
- ・内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室（2014）「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai13/siryou1.pdf>
- ・消費者委員会（2014）「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」
http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/09/09/20140909_ike_n.pdf
- ・久保田正志（2015）「パーソナルデータの利活用と個人情報保護法改正」『立法と調査』2015.1 No.360 参議院事務局企画調整室
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150114003.pdf
- ・谷澤 光（2015）「個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正—個人情報保護法及び番号利用法の一部を改正する法律案—」『立法と調査』2015.4 No.363 参議院事務局企画調整室
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150415003.pdf
- ・経済産業省（2015）「改正個人情報保護法の概要と中小企業の実務への影響」
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/01kaiseikojinjoho.pdf
- ・内閣府政府広報室（2015）「個人情報保護法の改正に関する世論調査の概要」
<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h27/h27-kojin.pdf>

【本レポートに関するお問合せ先】

銀泉リスクソリューションズ株式会社 リスクマネジメント部 森田 賢二

102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-14

Tel : 03-5226-2568 Fax : 03-5226-2884 <http://www.ginsen-risk.com/>

* 本レポートは、企業のリスクマネジメントに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。